

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について  
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の項中「及び」を「並びに」に改め、「相模原市個人情報保護条例」の次に「及び特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)第 7 条第 4 項」を加え、「13 人以内」を「15 人以内」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(以下「審議会」という。)の委員の任期は、この条例による改正後の附属機関の設置に関する条例の規定にかかわらず、この条例による改正前の附属機関の設置に関する条例により委嘱された審議会の委員の任期満了の日までとする。

提案の理由

特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)第 7 条第 4 項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに係る意見を答申させるため、相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の設置目的及び委員の数を改正いたしたく提案するものである。

相模原市一般職の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について  
相模原市一般職の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市一般職の旅費に関する条例等の一部を改正する条例  
(相模原市一般職の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市一般職の旅費に関する条例(昭和26年相模原市条例第12号)  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市職員等の旅費に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 内国旅行の旅費(第9条—第19条)

第3章 外国旅行の旅費(第20条—第30条)

第4章 雑則(第31条—第33条)

附則

第1章 総則

第1条中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、一般職の職員」を「公務のため旅行する職員(相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)及び相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和29年相模原市条例第1号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)及び職員以外の者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費については、法令又は他の条例に

特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第18条を第33条とする。

第17条中「任命権者」を「任命権者等」に、「又は当該」を「、又は当該」に改め、同条を第32条とする。

第16条を第31条とし、同条の前に次の章名を付する。

#### 第4章 雑則

第15条を削る。

第14条中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の1章を加える。

#### 第3章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第20条 外国旅行の場合の旅費については、この章に規定するところによる。

(本邦通過の場合の旅費)

第21条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、次に掲げる旅費については、この章に規定するところによる。

(1) 移転料

(2) 外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃

(3) 本邦を出発した日から又は本邦に到着した日までの食卓料

(鉄道賃)

第22条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

(4) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第23条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級の直近下位の級(市長等が旅行する場合にあつては、最上級)の運賃

イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の中級(市長等が旅行する場合にあつては、上級)の運賃

ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の下級(市長等が旅行する場合にあつては、上級)の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要によりあらかじめ任命権者等の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第24条 航空賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この項において「運賃」という。)による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級(市長等が旅行する場合にあつては、最上級の直近下位の級)の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、下級(市長等が旅行する場合にあつては、上級)の運賃

(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(4) 市長等が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

2 車賃の額は、旅客運賃による。

(宿泊料及び食卓料)

第25条 宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の定額による。

2 食卓料の額は、別表第3の定額による。

3 第14条第2項及び第15条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

(移転料)

第26条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際任命権者の許可を受け、扶養親族を随伴する場合には、別表第4の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を随伴しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を随伴しないが第28条第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合には、当該扶養親族の居住地から当該扶養親族を随伴して勤務場所へ赴任したものとみなして第1号の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで勤務場所へ赴任したものとみなして前号の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額

(着後手当)

第27条 着後手当の額は、別表第3の定額による宿泊料の10夜分に相当する額とする。

(扶養親族移転料)

第28条 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 赴任の際任命権者の許可を受け、扶養親族を旧勤務場所から新勤務場所まで随伴するとき。

(2) 外国に赴任後任命権者の許可を受け、同一の勤務場所について1回限り、扶養親族を勤務場所に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。

(3) 本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における本邦内の居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、

赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額による。

(1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

(2) 12歳未満の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、第18条第1項第1号の規定に準じて計算した額による。

4 第18条第1項第3号及び第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(旅行雑費)

第29条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料、入出国税並びにその他の旅行に係る申請に必要な費用の実費額による。

(死亡手当)

第30条 死亡手当の額は、別表第3の定額による。

第13条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「次に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項第2号中「第11条第1項第1号」を「第16条第1項第1号」に、「旅行」を「移転」に改め、同項第3号中「規定により」の次に「鉄道賃、船賃、航空賃、」を加え、「ものとする」を削り、同条を第18条とする。

第12条中「別表第1の」の次に「定額による」を加え、同条を第17条とする。

第11条第1項中「次に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条第2項中「事由」を「事情」に改め、同条を第16条とし、第10条を第15条とし、第9条を第14条とする。

第7条及び第8条を削る。

第6条第1項中「任命権者」を「任命権者等」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条、章名及び5条を加える。

(職員以外の者に対する旅費)

第8条 第3条第9項の規定により支給する旅費は、職員の旅費との均衡を考慮し、市の機関が市長に協議して定める旅費とする。

## 第2章 内国旅行の旅費

(内国旅行の旅費)

第9条 内国旅行の場合の旅費については、この章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この項において「運賃」という。)、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 市長、副市長及び常勤の監査委員(以下「市長等」という。)が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第11条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級(市長等が旅行する場合にあつては、上級)の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級(市長等が旅行する場合にあつては、上級)の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃  
(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第12条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第13条 車賃の額は、次に掲げる額による。

(1) 交通機関による旅行の場合には、旅客運賃

(2) 自家用自動車による旅行の場合には、路程1キロメートルにつき規則で定める定額

2 前項第2号の規定により車賃の額を計算する場合において、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第5条ただし書中「事由」を「事情」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「及び扶養親族移転料」を「、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当」に改め、同条第3項中「旅客運賃」を「旅客運賃等」に改め、同条第5項中「実費額」を「路程に応じ1キロメートル当たりの定額」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第5条とする。

11 旅行雑費は、外国旅行に伴う雑費について、実費額により支給する。

12 死亡手当は、第3条第6項の規定に該当する場合について、定額により支給する。

第3条の見出しを「(出張命令等)」に改め、同条第1項中「命令」の次に「又は市の機関が行う旅行の依頼(以下「出張命令等」という。)」を加え、同条第2項中「任命権者」の次に「又は市の機関(以下「任命権者等」という。)」を加え、「出張の命令」を「出張命令等」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「出張」の次に「又は赴任(以下「出張等」という。)」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「免職」の次に「(罷免を含む。)」を、

「失職」の次に「(解職を含む。)」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「外国との間における出張中若しくは赴任中」を「外国旅行中」に改め、「又は」の次に「外国への」を加え、「(以下「外国旅行」という。)」を削り、「第15条に規定する旅費」を「第5条第1項に規定する死亡手当」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 遺族が前3項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第6号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第2条第8項中「、地方公務員法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」に、「第3項」を「第2項」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第9項中「第4項まで」を「第3項まで及び前項」に改め、「(職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。以下同じ。)」を削り、「、その」を「その」に改め、「出張若しくは赴任(以下「」及び「」という。)」を削り、「命令」の次に「若しくは旅行の依頼」を加え、「出張等のため」を「当該出張等又は旅行のため」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加え、同条を第3条とする。

9 職員以外の者が市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等として旅行した場合(規則で定める場合に限る。)には、その者に対し旅費を支給する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいう。

(2) 赴任 新たに採用された職員で規則で定めるものが、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員で任命権者が認めるものが、その転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤



市長及び副市長	153,000 円	177,000 円	218,000 円	269,000 円	356,000 円	375,000 円	401,000 円	465,000 円
常勤の監査委員	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
市長等以外の職員	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

別表に次の2表を加える。

別表第3(第25条、第27条、第30条関係)

外国旅行の旅費(宿泊料、食卓料及び死亡手当)

区分	宿泊料(1夜につき)				食卓料 (1夜につき)	死亡手当
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		
市長及び副市長	29,000円	24,200円	19,400円	17,400円	8,000円	800,000円
常勤の監査委員	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	7,700円	640,000円
市長等以外の職員	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円	520,000円

備考 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、次に掲げる地域をいう。

(1) 指定都市 国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。

以下「旅費支給規程」という。)第16条に規定する地域

(2) 甲地方 旅費支給規程第18条に規定する地域

(3) 乙地方 指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)

(4) 丙地方 旅費支給規程第19条に規定する地域

別表第4(第26条関係)

外国旅行の旅費(移転料)

区分	鉄道 100キ ロメー トル未 満	鉄道 100キ ロメー トル以 上500 キロメ ートル 未満	鉄道 500キ ロメー トル以 上 1,000 キロメ ートル 未満	鉄道 1,000 キロメ ートル 以上 1,500 キロメ ートル 未満	鉄道 1,500 キロメ ートル 以上 2,000 キロメ ートル 未満	鉄道 2,000 キロメ ートル 以上 5,000 キロメ ートル 未満	鉄道 5,000 キロメ ートル 以上 10,000 キロメ ートル 未満	鉄道 10,000 キロメ ートル 以上 15,000 キロメ ートル 未満	鉄道 15,000 キロメ ートル 以上 20,000 キロメ ートル 未満	鉄道 20,000 キロメ ートル 以上
市長及び副市長	175,000 円	233,000 円	331,000 円	416,000 円	525,000 円	644,000 円	711,000 円	775,000 円	840,000 円	906,000 円
常勤の監査委員	141,000 円	188,000 円	269,000 円	338,000 円	425,000 円	521,000 円	575,000 円	628,000 円	680,000 円	734,000 円
市長等以外の職員	116,000 円	154,000 円	220,000 円	276,000 円	348,000 円	428,000 円	471,000 円	514,000 円	556,000 円	601,000 円

備考 路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

(相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例(昭和29年相模原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例

第1条中「及び旅費」を削る。

第3条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項から第4項までを次のように改める。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

- 3 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。
- 4 船賃の額は、旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この項において同じ。)、寝台料金及び座席指定料金によるものとし、旅客運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃による。

第4条第6項中「相模原市一般職の旅費に関する条例(昭和26年相模原市条例第12号)」を「旅費条例」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「外国旅行」の次に「(相模原市職員等の旅費に関する条例(昭和26年相模原市条例第12号。以下「旅費条例」という。)第2条第5号に規定する外国旅行をいう。以下同じ。)」を加え、「前3項」を「第2項から前項まで」に、「その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、規則で定める」を「旅費条例に規定する市長及び副市長が外国旅行をした場合に支給する旅費(移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。)に相当する額とする」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

- 5 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。
  - 6 車賃の額は、旅客運賃又は路程1キロメートルにつき別に定める定額による。
  - 7 宿泊料及び食卓料の額は、別表の定額による。
- 別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
16,500円	3,300円

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「費用弁償」を「、費用弁償」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

第5条第3項中「前項の場合において、鉄道賃の額及び船賃」を「鉄道賃」に、「別表第2又は別表第3に定める運賃のほか、鉄道賃にあつては急行料金」を「旅客運賃、急行料金、特別車両料金」に、「とする」を「による」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 船賃の額は、旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この項において同じ。)、寝台料金及び座席指定料金によるものとし、旅客運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃による。

5 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

第5条中第11項を第13項とし、第8項から第10項までを2項ずつ繰り下げ、同条第7項中「相模原市一般職の旅費に関する条例(昭和26年相模原市条例第12号)」を「旅費条例」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「外国旅行」の次に「(相模原市職員等の旅費に関する条例(昭和26年相模原市条例第12号。以下「旅費条例」という。))第2条第5号に規定する外国旅行をいう。以下同じ。)」を加え、「その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、規則で定める」を「第2条第1号から第7号までに掲げる者については、旅費条例に規定する常勤の監査委員が外国旅行をした場合に支給する旅費(移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。)に相当する額とし、同条第8号から第40号までに掲げる者については、旅費条例に規定する市長等以外の職員が外国旅行をした場合に支給する旅費(移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。)に相当する額とする」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 車賃の額は、旅客運賃又は路程1キロメートルにつき別に定める定額による。

7 宿泊料及び食卓料の額は、第2条第1号から第7号までに掲げる者については、別表第2の定額により、同条第8号から第40号までに掲げる者については、別表第3の定額による。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
14,800円	3,000円

別表第3(第5条関係)

宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
13,100円	2,600円

(相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第5条 相模原市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年相模原市条例第4号)

の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「支給し、その額は別表のとおりとする」を「支給する」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項から前項まで」に、「相模原市一般職の旅費に関する条例」を「相模原市職員等の旅費に関する条例」に改め、「規定」の次に「により計算した職員(市長、副市長及び常勤の監査委員を除く。)の旅費」を加え、同項を同条第9項とし、同条第3項を同条第8項とし、同条第2項の次に次の5項を加える。

- 3 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。
- 4 船賃の額は、旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。)、寝台料金及び座席指定料金による。
- 5 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。
- 6 車賃の額は、旅客運賃又は路程1キロメートルにつき別に定める定額による。
- 7 宿泊料の額は、1夜につき13,100円とする。

別表を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の相模原市職員等の旅費に関する条例、第3条の規定による改正後の相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例、第4条の規定による改正後の相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び第5条の規定による改正後の相模原市証人等の実費弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

- 3 相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和27年相模原市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「相模原市一般職の旅費に関する条例」を「相模原市職員等の旅費に関する条例」に改める。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴い、旅費に関する規定の統合、職員以外の者に対する旅費の規定の追加、条例として整備すべき事項の整理その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第74号関係資料

### 相模原市一般職の旅費に関する条例等の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### (1) 題名の改正及び旅費に関する規定の統合(第1条及び第2条関係)

ア 条例の題名について、「相模原市一般職の旅費に関する条例」を「相模原市職員等の旅費に関する条例」に、「相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例」を「相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例」に改正するもの

イ 改正前の「相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例」から旅費に関する規定を削り、当該規定を改正後の「相模原市職員等の旅費に関する条例」に統合するもの

##### (2) 職員以外の者に対する旅費の規定の追加(第1条関係)

ア 職員以外の者が、市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等として旅行した場合には、規則で定める場合限り、その者に対して旅費を支給することとするもの

イ 職員以外の者に対する旅費は、職員の旅費との均衡を考慮し、市の機関が市長に協議して定める旅費とするもの

##### (3) 条例として整備すべき事項の整理(第1条から第5条まで関係)

ア 一般職、市長等常勤の特別職、市議会議員及び非常勤特別職の外国旅行の旅費の額を条例において規定するもの

イ 一般職、市長等常勤の特別職、市議会議員、非常勤特別職及び証人等の車賃について、実費額により支給することとしていたものを、路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給することとするもの

#### 2 施行期日

平成27年4月1日